

## 傷病の原因調査にご協力を

共済組合では、労災保険及び地方公務員災害補償基金並びに第三者行為に該当する事故かどうか、診療報酬明細書（レセプト）をもとに一定の条件で傷病の原因調査を定期的に行っていますので、調査の連絡がありましたらお手数をかけますが、ご協力をお願いいたします。

## 組合員証で受診してしまった場合

組合員・被扶養者が業務上・通勤途中でけがをして、組合員証で受診してしまった場合、速やかに共済担当課を経由して共済組合までご連絡ください。

被扶養者のアルバイト中のけがや、自宅からアルバイト先に向かう途中での事故は労災保険が認められる場合がありますので、組合員証を使った治療はできません。アルバイト先に相談してください。

ただし、一部の医療機関では、労災保険と認定されるまでの間は、組合員証を使った保険診療の扱いをすることもあります。この場合は医療機関の指示に従っていただき、労災保険と認定された段階で切り換えるよう医療機関に申し出ていただきます。

なお、医療機関の指示に従い組合員証を使って治療した場合は、必ず共済組合事務担当課を経由して共済組合に連絡してください。共済組合は、治療費（7割分）を一時的に立て替え払いいたします。

※組合員が公務上または通勤途中でけがをした場合は公務災害（地方公務員災害補償基金）

**A** 労災保険（労働者災害補償保険）の対象となるため、組合員証を使った治療はできません。

先日、娘（被扶養者）がアルバイト先で仕事に  
お皿を洗っていたとき、手を切ってしまいました。  
こうした場合でも組合員証を使って治療できるの  
でしょうか？

